

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1)当社は、将来にわたり、炭素専門メーカーとして需要家に対し原料・製品の安定供給を行うという重責を果たし続けるとともに、株主、取引先、地域社会、従業員などのステークホルダーとの共栄に資するため、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

(2)当社のコーポレート・ガバナンスは、次の5つの考え方を柱とする。

- 1.株主の権利と実質的な平等性を確保する。
- 2.多様なステークホルダーの利益を考慮するとともに、適切な協働に努める。
- 3.当社に関する情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- 4.取締役及び監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、その役割・責務を果たす。
- 5.株主との間で建設的な対話を行う。

【経営理念】

「わが社は、流動する変化に挑み、無限の可能性を探索し、業界の最高峰をめざす。」

- 1.わが社は需要家の要望に応える製品を創造する
- 1.わが社は社員および株主の幸福を増進する
- 1.わが社は社会の福祉発展に寄与する

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

現在、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、費用対効果などから議決権電子行使(プラットフォームの利用)や招集通知等の英訳を実施しておりません。

なお、これらの利用は、今後、機関投資家や海外投資家の比率が高まった時点で検討いたします。

【原則3-1-2】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、費用対効果の観点から、英語での情報開示を行っておりません。なお今後、海外投資家等の比率が高まった時点で検討いたします。

【原則4-8】

当社は現在、1名の独立社外取締役を選任しております。

1名のみの選任となっておりますが、現在の当事業規模および形態からみて、十分な実効性を確保できているものと認識しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会の運営状況は以下のとおりであり、実効的に運営されており、取締役会全体の実効性の分析・評価を行うことは現状では必要ないと考えておりますが、今後、実効性評価の必要性、その方法について検討してまいります。

- (1)取締役会規則に基づき重要案件を漏れなく議案として選定し、取締役会を原則毎月開催することにより、適時・適切に審議しております。
- (2)取締役会の審議において、問題点・課題、リスクおよびその対策を明確にさせ、議論の実効性を高めております。
- (3)経営状況について定期的な報告を受け、適切なリスク管理および業務執行の監視を実施しております。
- (4)重要案件を的確に審議するため、経営環境の変化に応じて、適宜、取締役会規則等の社内基準を見直します。

以上のとおり、取締役会は、定期的開催し重要案件をタイムリーに審議・決議しており、また、取締役会においては十分な審議時間を確保して社外取締役を含め活発な議論を行い、十分な検討を行っているものと認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

(1)当社は、取引先株式を保有することによる取引・協力関係の維持、強化について、中長期的な視点から総合的に勘案し、事業戦略上、必要と判断する株式を保有することとしております。

(2)当社は、毎年、取締役会で政策保有株式についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを個別に検証し、継続して保有する理由に乏しいと判断される株式については売却を検討します。

(3)当社は、投資先企業の経営方針を尊重したうえで、短期的な株主利益のみを追求するのではなく、中長期的な企業価値向上に資するか、議決権行使基準に従い、議案の内容を確認して、議決権の行使を判断することとしております。

【原則1-7】

当社では、取締役会規則及び同決議基準を定め、当社の取締役による競業取引・自己取引は取締役会の承認事項としております。その詳細については、株主総会招集通知の添付資料「関連当事者との取引に関する注記」において従前より記載しております。

【原則2-6】

当社は、従業員の福利厚生の一環として確定給付企業年金制度を採用し、運用は外部機関に委託しております。当社は、委託機関のスチュワードシップ活動を含めた運用内容を定期的に評価するとともに、評価にあたり適切な人員配置と教育を実施しております。

【原則3 - 1】

- (1)当社は、その目指す企業経営の姿として、スローガン、企業理念を定め、ホームページにおいて公開しております。
- (2)当社は、取締役会において、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めており、その内容はコーポレート・ガバナンス報告書および当社ホームページにおいて開示しております。
- (3)取締役の月額報酬は、株主総会決議で承認された金額の範囲内で、客観性・透明性をもって、内規を基に算出のうえ、取締役会の決議により決定しております。また、取締役会において取締役の報酬に係る議案を審議するにあたっては、社外取締役及び社外監査役は、独立・客観的な立場から当該議案を検討し、必要に応じて意見を表明しております。
- (4)取締役・監査役候補者の指名にあたっては、社内外から広く候補者を選し、優れた人格・見識と高い経営能力を有する候補者を、客観性・適時性・透明性をもって、取締役会で決定しております。また、経営陣幹部の選解任は、社外取締役の意見を聴取の上、客観性・適時性・透明性をもって、取締役会の決議により決定することとしております。
- (5)個々の取締役・監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知の参考書類にて開示しております。また、経営陣幹部の解任が行われる場合には、その理由を適切に開示することとしております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社の取締役会規則において、取締役会として決議すべき事項と取締役会へ報告すべき事項とを明確に定めております。また、取締役職務権限規程において、各取締役に委ねる範囲なども取り決めております。なお、招集通知や有価証券報告書などの開示資料で取締役毎の委任事項を明示しております。

【原則4 - 9】

当社の独立社外取締役となる者の独立性判断の基準は、株式会社東京証券取引所が定める独立性判断基準を採用しており、また、当社では、豊富な経営又は学識経験や技術的又は法的知識等を有する者の中から、総合的に勘案して独立社外取締役を指名することとしております。当社では、上記要件にあてはまる候補者の中から、1名の社外取締役を選任しております。

【原則4 - 10 - 1】

当社の経営陣幹部、取締役等の指名・報酬については、独立社外取締役を含む社外役員が出席する取締役会で決められており、社外役員が適切に監督・監視し、また必要な助言を受けられる体制になっておりますので、現時点では、指名委員会・報酬委員会など独立した諮問委員会を設置する必要はないと判断しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会は、定款で定める範囲内の適切な員数とし、取締役会全体としては、多様性を確保するため、知識・経験等においてバランスの取れた構成とするよう努めております。また、上記方針に従い、取締役社長より提案された案を取締役に慎重に審議した上で、株主総会に提案致しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社の取締役および監査役による他の上場企業役員との兼務については、現在、これに該当する者はありません。

【補充原則4 - 14 - 2】

- 当社は、取締役・監査役が重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、以下の方針に基づき、研修等の機会を提供することとしております。
- (1)新任の取締役・監査役が就任するにあたり、当社が必要と判断した場合又は本人からの要望があった場合は、外部研修への参加等により、取締役又は監査役に求められる役割・責務についての理解を促す。
- (2)新任の社外取締役・社外監査役が就任するにあたり、事前に当社の事業・財務・組織等についての説明を行うとともに、就任後に当社の各事業所などの見学を通じて、当社事業への理解を深めるように努める。
- (3)前(1)、(2)号の研修については、新任時に限らず、任期中に必要と判断した場合は都度、参加又は実施する。
- (4)取締役・監査役が外部の研修等に参加した場合、当社が必要と認める範囲において、会社がその費用を負担する。

【原則5 - 1】

- 当社は、株主との対話を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が合理的と考える範囲で前向きに機会を設けるとともに、建設的な対話に努めることとしており、以下の方針で取り組んでおります。
- (1)株主との対話に係る体制の整備及び運用については、統括取締役が統括する。
- (2)株主との対話については、総務部総務グループが窓口として企画・調整を担当し統括取締役、又は株主の希望や関心事項を踏まえ統括取締役から指名された者が行う。
- (3)株主との対話の中で当社が把握した意見や要望等については、必要に応じて、取締役社長のほか監査役会、社内関係部署等に報告する。
- (4)株主との対話に際しては、インサイダー情報を漏洩しないよう十分に配慮を行う。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大谷製鉄株式会社	796,000	19.58
三菱商事株式会社	392,200	9.65
住友商事株式会社	223,700	5.50
日鉄エンジニアリング株式会社	167,250	4.11
公益財団法人 大谷教育文化振興財団	155,900	3.83
大同生命保険株式会社	129,300	3.18

大谷 民明	120,000	2.95
株式会社三菱UFJ銀行	106,694	2.62
大谷 智代	100,000	2.46
コーソ運輸工業株式会社	98,900	2.43

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大谷 壽一	他の会社の出身者							○	○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

大谷 壽一	○	大谷壽一氏は、当社の主要株主である大谷製鉄株式会社の代表取締役社長であります。同社は当社製品の販売先であります。その取引額は473百万円(2019年3月期 実績)であります。また、当社は同氏が理事長を務める公益財団法人大谷教育文化振興財団に対し、5百万円の寄付(2018年実績)を行っております。	大谷製鉄株式会社を始めとする経営者としての豊富な知識と経験を生かし、企業経営全般について有益なアドバイスが期待でき、コーポレート・ガバナンスの向上に繋がるものとして社外取締役を選任しております。大谷製鉄株式会社は当社の主要株主(持株19.58%)ですが、大谷氏個人と当社の間に特別の利害関係はありません。また、同社との取引額(473百万円 2019年3月期)が当社の売上高(37,226百万円 2019年3月期)の約1%と僅少なものであることから、同社から過大な影響を受けることはないと判断しております。そして、公益財団法人大谷教育文化振興財団に対する寄附は教育関連のものであり、大谷製鉄株式会社の事業分野や大谷氏の企業経営等に関連するものではありません。従って、一般株主と利益相反の恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人が実施する各事業所の往査に可能な限り参加して、その監査状況を確認するとともに、経理部門と会計監査人の打合せにも同席して、情報交換、意見交換を行っており、決算監査の最終段階では社長、会計監査人との三者懇談会も主催して、意見交換を行っております。

また、監査役と内部監査部門の経営企画室は、合理的かつ効果的な監査を実施する目的で、可能な範囲で連携して合同監査を実施しており、経営企画室の年間内部監査計画が社長に承認された後に、合同監査について意見調整を行っており、その他内部監査以外の案件についても、必要に応じて意見調整を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
岡 和彦	その他												
早崎 寛	他の会社の出身者												

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡 和彦	○	――	岡和彦氏は、弁護士としての経験から、その優れた法的専門知識を生かし、監査体制の強化に繋がる助言をいただいております。そのことにより、独立性は確保されており、一般株主と利益相反の恐れがないことから、同氏を独立役員に指定しております。
早崎 寛	○	当社は、早崎寛氏が理事を務める公益財団法人大谷教育文化振興財団に対し、5百万円の寄付(2018年実績)を行っております。	公務員や他社経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただき、その独立性と客観性を高く保ちつつ、監査体制の強化に繋がる助言等をしていただいております。同氏が理事をしている公益財団法人大谷教育振興財団に対する寄附は教育関連のものであり、早崎氏の企業経営等に関連するものではありません。従って、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬は、固定報酬と、業績目標の達成度によって変動する業績連動報酬によって構成され、各役員の責任の大きさに配慮し、上位役員ほど業績連動報酬の割合が高くなるように設計しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期における当社の取締役に対する役員報酬は次のとおりであります。
取締役6名 115百万円(うち、社外取締役1名 6百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

当社は、役員報酬の算定において、役職ごとの役割の大きさや責任の範囲に相応しいものであること、当社の企業価値向上と更なる持続的な成長に向けた動機付けとなること、報酬決定の手続きに客観性・透明性が担保されていることを基本方針としております。各取締役の報酬額は、これらの基本方針をもとに、あらかじめ株主総会で定められた報酬上限額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役の参加できなかった取締役会の内容や個別の重要な事項については、適時報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置モデルを採用しております。代表取締役2名を含む取締役3名で構成される取締役会では、経営上の重要な意思決定を行うとともに、経営監視にも意を払っております。監査役監査は社外監査役2名を含む監査役3名体制をとっております。監査役は取締役会やその他重要な経営会議への出席等を通して取締役の職務の執行を監視しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

< 現在の体制を選択する理由 >

当社が監査役設置会社を採用するのは、当社の規模・業態等に鑑みれば監査役設置会社の制度設計により、取締役会・監査役(会)の経営監視は十分機能すると考えているからです。

< 社外取締役の役割・機能 >

社外取締役には、経営者としての豊富な知識・経験を生かし経営陣より独立した客観的立場で意思決定に貢献し、適切なアドバイスを得ることを期待しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第99回定時株主総会の招集通知は、株主総会開催日の17日前(2019年6月10日)に発送しました。
その他	株主総会発送通知を発送日(株主総会の17日前)より更に5日前にホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー・ポリシーを定め、ホームページ内に開示しております。	
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、招集通知、報告書、臨時報告書など適時開示資料等も積極的に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部、経理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、行動指針を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得し、安全環境グループを中心として全社をあげた積極的な環境保全活動に取り組んでおります。また、それらの取り組みについてホームページに掲載しております。 CSR活動についても、CSR報告書としてホームページに掲載しております。
その他	非財務情報も含め、情報開示に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) リスクマネジメント規程を定めて統括取締役がリスク管理を統括するとともに、取締役会が選定する重要リスクについて、そのリスク管理状況を定期的にモニタリングする体制を整備する。

2) 大規模な事故、災害等が発生した場合の対応として、危機管理規程・事業継続計画(BUSINESS CONTINUITY PLAN:BCP)を定め、人的安全と事業の継続を確保する体制を整備する。

3. 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当社の経営に関する事項は、社内規程に従い、その重要度に応じて、取締役会または幹部会において審議・決定する。取締役の職務が効率的に行われることを確保するため、職務権限規程や業務分掌規程などを定める。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 役員および社員が規範として遵守すべき事項を行動指針として定め、その浸透を図る。

2) コンプライアンス規程を定めて統括取締役がコンプライアンスに関する施策の実施を統括するとともに、取締役会が定める方針・計画について、その実施状況を定期的にモニタリングする体制を整備する。

3) 役員および社員に対する教育・研修は、階層別を実施する。

4) 公益通報者保護法に従い、内部通報制度を整備し、社員に対しその周知を図る。

5) 経営企画室が内部監査を実施し、業務の適正確保を図る。

6) 金融商品取引法に従い、財務報告に係る内部統制の整備を行うとともにその運用状況を含めて定期的に評価し、財務報告の信頼性確保を図る。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および関係会社がグループ内で安定成長を図るために、関係会社管理規程を定め、親会社・子会社間の報告連絡体制を確立する一方で、利益相反防止に必要な措置も講じてグループ全体の業務の適正確保を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

現状の事業規模に鑑みれば、監査役の職務を補助すべき使用人を置かなくとも、独立性の確保された内部監査部門等と緊密な連絡を保つことによって、監査の実効性は確保できるとの監査役の判断により、当社は当該使用人に関する体制を設けない。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 当社グループの取締役(および使用人)は、監査役に対して、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに報告することとする。

2) 当社グループの取締役(および使用人)が、監査役に当該事実に関する事項を報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、取締役会、幹部会、その他の重要会議等に出席し、必要があれば意見を述べる。

2) 監査役は代表取締役等と定期的に会合をもち経営課題等につき意見を交換する。

3) 内部監査部門等と緊密な連絡を保ち、監査の実効性確保を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、一切の取引を行いません。

2. 整備状況

・法令等を遵守し、社会の良識に基づいて行動することを「行動指針」に定め、コンプライアンス教育の中で、反社会的勢力の排除を徹底するように指導しています。

・購買業務規程の購買方針において、反社会的勢力と一切の取引を行わないことを定めています。

・反社会的勢力に関する必要な情報については、警察や地元の企業等から関連情報を入手し、総務部より関連部署に連絡しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

中長期的な経営計画にもとづき、キャッシュは製造設備などの有形資産だけでなく、技術や人材などの知的資産を最大限に有効活用し、企業価値の更なる向上を図ることを基本とします。当社株式の大量買付け行為がなされた場合の具体的防衛策については、現状の株主構成などに鑑み、現段階では導入しておりません。

ただ、買収防衛策の重要性を十分認識しておりますので、継続して検討していきます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

取締役会の承認、報告を要する重要な案件については、当社取締役会規則に定めています。それらの重要事項について、取締役は適切に取締役会に付議するとともに、株式会社東京証券取引所の会社情報適時開示規則に基づき、開示すべき案件が決議、報告された場合は、代表取締役または開示の責任者として定められたもの（統括取締役、総務部長、経理部長など）が、決議、報告後、適時開示を行う体制を整えています。また、緊急に開示を要する重要事項が発生した場合には、代表取締役または開示の責任者として定められたものが適時開示を行っています。

